

令和2年5月8日

支払いスケジュール (案)

国からの1回目の入金日は、5月12日予定 (概算払い30,000人分申請)

1回目 5月29日 (金)

- ・オンライン申請分 (5/2~5/15 受付分)
- ・ダウンロード申請分 (5/11~5/15 受付分)
 - 5月15日 (金) 受付締切
 - 5月16日 (土) ~17日 (日) 住民基本台帳確認
 - 5月18日 (月) ~20日 (水) 支払準備
 - 5月21日 (木) 会計課伝票提出 (各課FD)
 - 5月25日 (月) 振込人コード決定 (指定金融機関)
 - 25日 (月) 午前 データアップロード
 - 5月29日 (金) 口座振込

※ダウンロード申請分は、「本当に必要な人」に限る。5/15 必着。
ダウンロード申請分が大量になった場合、本当に必要な人への
振り込みが遅れてしまうことも明記する。

2回目 6月18日 (木)

- ・オンライン申請分 (5/16~6/5 受付分)
- ・郵送申請分 (5/26~6/5 受付分)
 - 6月5日 (金) 受付締切
 - 6月10日 (水) 会計課提出 (各課FD)
 - 6月18日 (木) 口座振込

令和2年5月 日

小金井市新型コロナウイルス感染症対策本部

本部長 西岡 真一郎

市及び関係団体が実施するイベント等の取扱いについて（方針）

新型コロナウイルスによる感染拡大を引き続き防止するため、令和2年5月4日に国による緊急事態宣言が同年5月31日まで延長され、東京都は5月5日に緊急事態措置を5月31日まで延長した。これを踏まえ、改めて市及び関係団体（市の後援又は補助金等を受けて事業を実施する団体。以下同じ。）が実施するイベント、行事及び会議（以下「イベント等」という。）の中止・延期等について協議し、次のとおりとした。

市民の不安を払拭し、安全を確保することを第一に考え、市が実施するイベント等は、令和2年5月31日までの間、原則中止又は延期とする。関係団体についても、市に準じた対応を要請する。

なお、この取扱いについては、今後の緊急事態宣言の見直し及び都内における感染動向に鑑み、対策本部において見直しを実施する場合がある。

各市の新型コロナウイルスに関する対応等に関する調査票（第2弾）

各市から情報共有の希望があった以下の項目について、貴市における状況のほか、対応事例などがありましたら、可能な範囲で御記入願います。

【回答期限：令和2年5月12日(火)正午まで】
 送付先 東京都市健康安全事務局 告(ツグ) メールアドレス kikaku@tokyo-mayors.jp

| 分野 | 内容 | 回答欄 |
|-----|---|--|
| | 1 職員のテレワーク時に必要なデータや情報の取扱い及びその通信方法について | 市が確認した端末機を使用すること、個人情報及び機密情報（以下「個人情報等」という。）が含まれる書類やデータの戶外への持ち出しについては厳禁とする。個人情報等が含まれる書類やデータを所属長の確認をとることも、必ずセキュアな方法で送信すること（情報システム課回答） |
| | 2 テレビ会議の実施状況について 右欄のリストから御回答ください。 | 1. 実施済み（情報システム課回答） |
| 3-1 | 問2の回答が1の場合のみお答えください。 対応しているアプリケーション（ソフト）は、どのようなものですか （例 ZOOM, Skype, Facetime, Microsoft Teams） | Cisco webex teams（情報システム課回答） |
| 3-2 | 問2の回答が2の場合のみお答えください。 検討中・未実施の理由が異なりますか （例 セキュリティの観点から実施していない。） | |
| 4 | 法定で義務付けられている会議の開催にあたり、「三密」とならぬよう行っている取組について | ・密閉：窓を開け換気を徹底している。 ・密接：人と一定の距離を保つよう座席等の間隔を広くしている。 ・密集：可能な限り、会議等を中止や延期にするほか、書面等の代用手段を講じている。（健康課回答） |
| 5 | 市職員等が感染者となった場合の事業継続等への対応策について | 交代勤務、別室勤務を行っており感染者が出た場合、執務室等の消毒後、速やかに事業再開できるようにしている（健康課回答） |

| | | |
|----|---|--|
| 6 | 緊急事態宣言が長期にわたった場合にわたった場合における職員の時差勤務や交代制在宅勤務等の対応策（継続方針など）について | 緊急事態宣言が延長された場合には、その期間に合わせて実施期間を延長する（職員課回答） |
| 7 | 特別定額給付金などの緊急対策にかかる補正予算の決定方法（専決処分・臨時議会など）及びその時期（〇月〇日）について | 専決処分（5月1日）（財政課回答） |
| 8 | 特別定額給付金の給付開始時期について（〇月〇日頃を予定） | 5月下旬を予定（地域福祉課） |
| 9 | 特別定額給付金について、DV避難者以外の特別な配慮を要する方などへの支給にあたっての取組状況について | 国の方針に従って対応（地域福祉課） |
| 10 | PCRセンターを設置した場合の個人情報取扱いの対応について | 東京都からの委託が主となると思われ、市の委託が入る場合、在籍者の個人情報特記事項に基づき対応を指導する（健康課回答） |
| 11 | 市単独による経済対策等の実施内容と、その財源について *4月(前回)のアンケートで回答済みものを除く | 中小企業診断士によるセーフティネット設定保証、融資相談窓口の開設（経済課回答） |
| 12 | 市民への新型コロナウイルスに関する情報の提供について（SNSの活用やコロナ対策に特化したアプリの開発など） | 関連情報についてツイッターを活用して提供に努めている（広報課回答） |
| 13 | 計画期間満了を迎える次期計画策定等の遅延が見込まれる場合の対応状況について | 各計画ごとに検討（企画政策課回答） |
| 14 | 国勢調査実施スケジュールの見直し等の状況について | 国勢調査員の募集における申込期限を従来の令和2年4月27日から同年6月15日へ変更（総務課） |
| 15 | 臨時休館などの措置による費用負担に関する指定管理者等への対応状況について | 各施設により対応状況は異なる（企画政策課回答） |
| 16 | 新型コロナウイルス感染症に係る物品寄付の際の受け入れ範囲、基準などについて | マスク、フェイスマスク、消毒液、市や関係機関で活用可能な一定量があること、や95%などの貴重程度で判断（健康課回答） |
| 17 | (再)親がウイルス感染した場合における、その子どもの預け先や保護についての対応状況について（特に、ひとり親や障害児の場合） | 障害児については、対応事例なし。（自立生活支援課） |

その他

| | | |
|----|---|--|
| 18 | ごみの収集(古布, 粗大ごみ等)に関する特段の対応状況について | 収集職員(委託)の2班体制による時間差勤務実施(ごみ対策課回答) |
| 19 | 市民が密集する公園等への対応状況について(遊具利用中止、駐車場閉鎖など) | 市立公園の大型遊具や複合遊具等の利用を中止、澁谷公園緑地(特別緑地保全地区)の閉園、定期団体利用の中止、バーベキュー場の使用中止(環境政策課回答) |
| 20 | 小中学校の1人1台PC配備に係る予算措置の時期(〇月)、期間(〇か年)について | 検討中(学務課回答) |
| 21 | 国、都に対する要望事項等として追加があれば御記入ください。 *4月(補回)のアンケートで回答済みのものを除く | <ul style="list-style-type: none"> ・特になし(企画政策課回答) ・令和2年国勢調査の実施に当たっては、新型コロナウイルスの感染防止の観点から、実施方式、実施時期を含め、必要な検討を加え、従前から変更がある場合には、早期に周知願いたい。(総務課) ・緊急事態に鑑み、交付金等の手続簡素化(健康課) |

■ご記入者 ※お忙しいところ御協力いただきありがとうございました。

| | |
|------|--|
| 市名 | |
| 所属部署 | |
| 氏名 | |
| 電話番号 | |
| メール | |

2020年5月7日

小金井市長 西岡真一郎様
小金井市教育長 大熊雅士様

新型コロナウイルス感染症対策に関する要望書（3）

市民といっしょにカエル会
片山かおる

新型コロナウイルス感染症対策のため、日々、市職員と共に、市民のために様々な施策を検討、実施していただいていることに感謝しております。

4月14日に提出した要望書の項目の進捗と4月30日の会派代表者会議での質疑に基づき、再度の要望と、新たな項目を追加しました。

緊急事態宣言が延長される中、政府や東京都の動向に振り回されず、小金井市として長期的な視野を持ち市民により沿った施策展開が必要と考えます。

早急に全員協議会を開き、議会と情報共有してください。また、定期的に全員協議会を開くことを要望します。

1. 保育所、虐待の把握、子どもの権利の保障と子どもたちの声を市の施策に反映を

現在のところ、一斉休園にしていなことを評価します。保育所での登園自粛の呼びかけは、一律ではなく、保育者から見て声をかけても大丈夫そうな保護者のみにすること。一律の登園自粛要請では、本来一番保育を必要とする、気持ちが不安定な保護者が自粛してしまう可能性があります。

虐待防止のセーフティネットとしての自覚を持ち、公立園が中心になって、子どもの居場所の確保に努めてください。

外出自粛が続く中、家庭での子どもの虐待が深刻になる可能性があります。子ども家庭支援センターへの通報を待たず、保健士による訪問、学校、学童、保育所、幼稚園と連携した、子どものいる家庭への支援体制を作ってください。

国連子どもの権利委員会からの新型コロナ感染症に関する声明（日本語訳）を添付しますので、すでに把握しているとは思いますが、改めて各課と教育委員会でよく把握してください。子どもたちの声を聞き取り、施策に活かすために、子どもたちのための直接の窓口を作り意見、要望、政策提言、相談などを受け入れるべきです。

2. 子どもの権利にもとづく学校の対応を

週2回の下駄箱やロッカーでの課題渡しでは、子どもたちの様子はわかりません。10人程度の分散登校なので、保護者同伴ではなく、子どもだけで少人数の教室登校にしてはどうでしょうか。

電話回線増については電話会社と相談中ということでしたが、その間にも、先生の個人携帯などを使い、通話料は後で精算する形をとって、子どもたちとの直接対話をお願いします。休校になってから一度も先生からの直接連絡がない、という話も聞きます。

メールでは気持ちは伝わりませんし、子どもの様子もわかりません。

子どもたちの安全確認や気持ちを把握するためにも、一日一回は電話連絡する、また週に2回の登校で直接様子が確認できるのならいいのですが、確認できないのであれば週に一度

は家庭訪問するなどして、子どもたちに寄り添った支援をしてください。

食事がきちんと取れているかの確認も必要です。一刻も早く、給食再開をお願いします。学校で給食を食べることができないのであれば、藤沢市や三鷹市、日野市などを参考に昼食配布をしてください。

オンライン授業について検討を進めていることと思いますが、コミュニケーションを取るための ZOOM 朝の会などを、クラス全員に伝えることなく始め、参加できていない子どもがいても、「そもそも平等ではない」という発言をした教師がいたと聞いています。その後、謝罪があったと聞きましたが、先日の会派代表者会議で教育長は、差があっても仕方がない、といった発言をしています。置き去りにされた子どもがいることがわかりながら、オンライン化を無理に進めるべきではありません。

オンライン授業の問題として、電磁波被害や長時間使用による姿勢悪化や目の疲労、精神的な鬱状態などの健康被害、通信環境の違いなどインフラ整備の違いによる格差、国の予算で PC などの整備をしても整備や更新費用がなく、継続するために自治体負担がかかり、一部企業の利潤を増やすことになるといった問題にどう対応するのか、検討状況を明らかにしてください。

履修すべき教育課程の見直しを国や都に要望し、先生方に自由な発想で、通常の授業とは全く違う、教養を深め豊かな文化を学ぶような学習の仕方を検討することはできないでしょうか。

コロナ対策で揺れ、矛盾が吹き出している今の社会のあり方そのものを研究課題にする、たくさん本を読む、映画や音楽などに触れる、人間活動が制限される中で明らかに変化がある気温や空気の自然研究など、今の状況下だからできることがたくさんあるのではないのでしょうか。

3. 生活保護、生活困窮者支援について

東京チャレンジネットからビジネスホテルに紹介された方へ、アパート入居など、その後の支援を継続しておこなってください。

4/28 に東京都はビジネスホテルでの宿泊を 5/14 まで延長とする事務連絡を出しています。ビジネスホテルに案内した当事者への連絡、ビジネスホテルへの確認をしてください。

今後、生活保護申請が増加することが考えられます。職員を増員して、適切な支援をお願いします。また、生活保護は一人一人が安心して生きるための重要な権利であること、働いていても、家があっても生活保護基準以下の収入であれば部分受給できる、ということを広く伝え、生活が行き詰まっても絶望する人がないように配慮してください。

ケースワーカー経験者などの地域福祉課への応援体制を強めてください。

4. 広報掲示板、回覧板の活用について

インターネット環境にない方への配慮や情報提供が不足しています。広報掲示板をもっと活用し、市の支援情報を提供してください。また回覧板などを使い、情報周知してください。

5. 図書館について

外出自粛を要請するのであれば、図書館の役割は大きいと考えます。リサイクル図書（児童書）の宅配の試みは評価しますが、それだけでは不十分なのでこれまで行っていた予約して

貸し出しできる体制を再開してください。

6. 公民館について

休館が続いていますが、印刷機やロッカー利用などをしたいという希望が多いので、印刷機は予約して使えるようにする、電話で確認すればロッカー利用ができるようにする、など市民の利便性に沿った対応をお願いします。

また、こういう社会状況下だからこそ、社会教育の場が必要です。これまでの講座のアーカイブを作り、貸し出して見れるようにする、今後の講座について、配信も検討する、記録を作成して後日など、社会教育の場での学びの機会を市民に広げる手段を検討してください。

7. ごみ減量対策

外出自粛の中、家の片付けをする市民が多いことと思います。片付けで出たゴミをできるだけリユース、リサイクルできる体制を整えてください。古布の再利用の検討、靴カバンのリユースについての検討、難再生紙ボックスを閉館している公共施設の外に置いて回収できるようにするなど、できるだけ、資源として使用できる別の方策を提案してください。

8. プランター農園、家庭菜園のススメ

感染症対策が続く中、今後の自給率の低下、輸入減少などで、今後食糧不足となることも予想されます。

市内農家の作物を利用することで市内の自給率を高めること、また、家庭菜園やプランターでの野菜づくりなどを農業委員会などと連携して、広報してはどうでしょうか。外出自粛の中、家での野菜づくりや花を育てることで、気持ちが落ち着くと考えます。

9. 特別定額給付金の申請について

マイナンバーを利用しての申請が非常にハードルが高く、暗証番号を間違ふことで結果的に役所に来ることになる可能性も高いので、できるだけ郵送で申請するよう、市民に広報してはどうでしょうか。茨城県五霞町が作成した「特別定額給付金はオンライン？郵送？」のフロー図を、使用させてもらって広報してはどうでしょうか。参考に案内を添付します。また、そのためにも郵送申請のための発送作業を5/25より前倒しに進めるべきです。

10. 委託先、指定管理先の非正規職員の給与について

市の会計年度任用職員と同様、委託先、指定管理先の非正規職員の給与についても自宅待機などを求めるのならば全額補償する、または休業補償することを各事業者を確認してください。

11. 感染の疑いがある時の問い合わせ、発熱外来、PCR検査センターについて

HPにある、「感染の疑いがある時の問い合わせ」が見つかりづらくなっています。一番最初に見れる配置をお願いします。また、10日間熱が続くからと問い合わせしても、病院にもこさせず、検査もしない、という対応がおこなわれている、という市民からの苦情がありました。具合が悪ければ病院での受け入れを行い、PCR検査もすぐに行えるような体制を整えてください。

発熱外来とPCR検査センターを3市共同で府中保健所に設置するということですが、市民の安心のためにも発熱外来は市内の医療機関に作るべきです。また、抗体検査ができる体制を整えてください。

国連・子どもの権利委員会：新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する声明

子どもの権利委員会は、COVID-19 パンデミックが子どもたちに及ぼす重大な身体的、情緒的および身体的影響について警告するとともに、各国に対し、子どもたちの権利を保護するよう求める。

子どもの権利委員会は、COVID-19 パンデミックの影響による世界中の子どもたち（とくに、脆弱な状況に置かれている子どもたち）の状況について懸念を表明する。とくに緊急事態および義務的ロックダウンを宣言した国々において、多くの子どもたちが身体的、情緒的および心理的に重大な影響を受けている。

10 の人権条約機関が発した宣言に加えて、委員会はさらに、各国に対し、COVID-19 パンデミックが突きつける公衆衛生上の脅威に対処するための措置をとるうえで子どもの権利を尊重するよう促すものである。とくに委員会は、各国に対し、以下の措置をとるよう求める。

1. 今回のパンデミックが子どもの権利に及ぼす健康面、社会面、情緒面、経済面およびレクリエーション面の影響を考慮すること。当初は短期のものとして宣言されたとはいえ、各国の緊急事態宣言および（または）災害宣言がより長期間維持され、人権の享受に対するさらに長期間の制限につながる可能性があることは明らかになっている。委員会は、危機の状況にあっては、公衆衛生を保護するため、一部の人権の享受の制限につながる可能性がある措置が国際人権法において例外的に許容されていることを認識するものである。しかしながら、このような制限は必要な場合にのみ課され、比例性を有しており、かつ最小限のものに限られなければならない。加えて、COVID-19 パンデミックのために財源の利用可能性に相当の悪影響が生じる可能性があることは認知しながらも、これらの困難は条約実施を阻害するものとみなされるべきではない。このような困難にもかかわらず、各国は、パンデミックへの対応（資源の配分の制約および資源の配分に関する決定を含む）が子どもの最善の利益の原則を反映したものになることを確保するべきである。
2. 子どもたちが休息、余暇、レクリエーションおよび文化的・芸術的活動に対する権利を享受できるようにするための、オルタナティブかつ創造的な解決策を模索すること。このような解決策には、社会的距離を保つための要領およびその他の衛生基準を尊重する監督下での野外活動（少なくとも1日1回）、ならびに、テレビ、ラジオおよびオンラインにおける子どもにやさしい文化的・芸術的活動が含まれるべきである。
3. オンライン学習が、すでに存在する不平等を悪化させ、または生徒・教員間の相互交流に置き換わることがないようにすること。オンライン学習は、教室における学習に代わる創造的な手段ではあるが、テクノロジーもしくはインターネットへのアクセスが限られているもしくはまったくない子ども、または親による十分な支援が得られない子どもにとっては、課題を突きつけるものでもある。このような子どもたちが教員による指導および支援を享受でき

ようにするための、オルタナティブな解決策が利用可能とされるべきである。

4. 緊急事態、災害またはロックダウンの期間中、子どもたちに栄養のある食事が提供されるようにするための即時的措置を起動させること。学校給食制度を通じてしか栄養のある食事を得られない子どもたちも多いためである。
5. 子どもたちへの、保健ケア、水、衛生および出生登録を含む基礎的サービスの提供を維持すること。保健制度への圧力の高まりおよび資源の欠乏にもかかわらず、子どもたちは保健ケアへのアクセス（検査および将来開発される可能性があるワクチン、COVID-19 関連の治療および COVID-19 とは関係のない治療、精神保健サービスならびに既存疾患の治療へのアクセスを含む）を否定されるべきではない。子どもたちはまた、緊急事態、災害またはロックダウンの期間中、清潔な水および衛生設備にもアクセスできるべきである。出生登録サービスは停止されるべきではない。
6. 子どもの保護のための中核的サービスを必須サービスに位置づけ、これらのサービス（必要な場合の家庭訪問を含む）が機能し続けかつ利用可能とされ続けることを確保するとともに、ロックダウン下で暮らしている子どもたちに対し、専門家による精神保健サービスを提供すること。子どもたちは、外出制限により、家庭におけるいっそうの身体的および心理的暴力にさらされ、または過密でありかつ最低限の居住適正条件を欠いた家庭で過ごすことを余儀なくされる可能性がある。障害および行動上の問題がある子どもたちおよびその家族は、密室においてさらなる困難に直面しかねない。各国は、電話およびオンラインによる通報・付託制度ならびにテレビ、ラジオおよびオンライン経路を通じた注意喚起・意識啓発活動を強化するべきである。COVID-19 パンデミックの経済的および社会的影響を緩和するための戦略にも、子どもたち（とくに貧困下で暮らしている子どもおよび十分な住居にアクセスできていない子ども）を保護するための具体的措置を含めることが求められる。
7. パンデミックが引き起こす例外的状況によって脆弱性がいっそう高まる子どもたちを保護すること。これには、障害のある子ども、貧困下で暮らしている子ども、路上の状況にある子ども、移住者・庇護申請者・難民・国内避難民である子ども、マイノリティおよび先住民族の子ども、HIV/AIDS を含む基礎疾患がある子ども、自由を奪われている子どもまたは警察の留置場、刑事施設、閉鎖養護施設、移住者拘禁施設もしくはキャンプに收容されている子どもならびに施設で暮らしている子どもが含まれる。各国は、COVID-19 パンデミックに対処するための措置において差別を受けないすべての子どもの権利を尊重するとともに、脆弱な状況に置かれている子どもたちを保護するための焦点化された措置をとるべきである。
8. あらゆる形態の拘禁下に置かれている子どもたちを可能な場合には常に解放するとともに、解放することのできない子どもたちに対し、家族との定期的接触を維持するための手段を提供すること。多くの国は、施設で暮らしている子どもまたは自由を奪われている子ども（警察施設、刑事施設、閉鎖施設、移住者拘禁施設もしくはキャンプに收容されている子どもを

含む)との面会および接触の機会を制限する措置をとっている。これらの制限は短期的には必要な措置とみなされうるものの、長期に及べば子どもたちに著しい悪影響をもたらすことになる。子どもたちは常に、家族との定期的接触を、直接ではないにせよ電子的通信または電話を通じて維持することを認められるべきである。緊急事態、災害宣言または国の命令による外出制限の期間が延長される場合、このような面会を禁止する措置の再評価を考慮することが求められる。移住の状況下にある子どもたちは拘禁されるべきではなく、また親がいっしょにいる場合には親から引き離されるべきでもない。

9. COVID-19 に関連する国の指導および指示に違反したことを理由とする子どもの逮捕または拘禁を行なわないようにするとともに、逮捕または拘禁されたいかなる子どもも直ちに家族のもとに帰されるようにすること。
10. COVID-19 および感染予防法に関する正確な情報を、子どもにやさしく、かつすべての子ども（障害のある子ども、移住者である子どもおよびインターネットへのアクセスが限られている子どもを含む）にとってアクセス可能な言語および形式で普及すること。
11. 今回のパンデミックに関する意思決定プロセスにおいて子どもたちの意見が聴かれかつ考慮される機会を提供すること。子どもたちは、現在起きていることを理解し、かつパンデミックへの対応の際に行なわれる決定に参加していると感じることができるべきである。

2020年4月8日

◆原文：英語（PDF）

◆日本語訳：平野裕二

<https://w.atwiki.jp/childrights/pages/327.html>

特別定額給付金はオンライン？郵送？



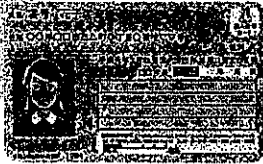
マイナンバーカードを持っていますか？

1

持っている (取得済み)

持っていない

または、申請中で交付待ちの状態



付加していない

(カードの申請時に、「電子証明書の発行を受けないこととする場合」という欄を黒く塗りつぶした、またはカード発行時に15歳未満だった場合)

マイナンバーカードに「署名用電子証明書」を付加していますか？

発行している

切れている

(カード発行から5回目の誕生日に電子証明書の有効期限が到来するため、マイナンバーカード制度開始直後にカード発行した方は有効期限が切れている可能性あり)

マイナンバーカードの「署名用電子証明書」は有効期限内ですか？

切れていない

把握していない

(暗証番号を忘れた場合は、市区町村の窓口で暗証番号を初期化する申請を行う必要がありますが、3密を避けるためにもお勧めいたしません。)

署名用電子証明書暗証番号 (6~16文字の数字・英大文字で構成) を把握している

把握している

持っていない



対応スマートフォン一覧

マイナンバーカードに対応したカードリーダーとパソコン、または読取対応スマートフォンを持っていますか？

持っている

マイナンバーカードの交付、署名用電子証明書の発行および有効期限の更新、署名用電子証明書暗証番号の初期化は市区町村窓口へ行く必要が生じるため、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から郵送申請方式をおすすめします。

特別定額給付金は郵送申請方式が良い

マイナンバーカードの読み取り環境を整えれば、特別定額給付金をオンライン申請可能です。



特別定額給付金をオンライン申請方法で行う条件が揃っています。

